

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成27年3月31日

【会社名】 中道リース株式会社

【英訳名】 Nakamichi Leasing Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 寛

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 君 島 邦 彦

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 君 島 邦 彦

【縦覧に供する場所】 中道リース株式会社 東京支社
(東京都港区浜松町 1 丁目27番14号 サン・キツカワビル)
証券会員制法人 札幌証券取引所
(札幌市中央区南 1 条西 5 丁目14番地の 1)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月24日開催の当社第43回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、決議事項が決議され、また、当社A種優先株主による種類株主総会の決議事項につき、A種優先株主から書面による同意が得られたことにより、同日、種類株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・第43回定時株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項

普通株式 1株につき金5円50銭

A種優先株式 1株につき金30円

ロ 効力発生日

平成27年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件(1)

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るために目的(定款第2条)の一部を変更するとともに、一部字句の修正を行うものであります。また、普通株式を対価とする取得請求権(同第19条)の規定につき一部字句の修正を行うものであります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

A種優先株式の金銭を対価とする取得に関して、現状の取得ペースを維持しつつA種優先株式の全てを取得するため、金銭を対価とする取得請求権(定款第15条)及び金銭を対価とする取得条項(同第16条)の各期間を平成32年11月30日及び平成32年12月31日までそれぞれ延長すると共に、普通株式を対価とする取得請求権(同第19条)及び普通株式を対価とする取得条項(同第20条)の各条項につき所要の変更を加えるものであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

池原和男、高橋正幸、村木靖雄、柴田龍の4氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 監査役報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額40,000千円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	5,944	3	0	(注)1	可決 78.30%
第2号議案 定款一部変更の件(1)	5,944	3	0	(注)2	可決 78.30%
第3号議案 定款一部変更の件(2)	5,944	3	0	(注)2	可決 78.30%
第4号議案 監査役4名選任の件				(注)1	
池原 和男	5,651	296	0		可決 74.44%
高橋 正幸	5,651	296	0		可決 74.44%
村木 靖雄	5,651	296	0		可決 74.44%
柴田 龍	5,651	296	0		可決 74.44%
第5号議案 監査役報酬額改定の件	5,930	17	0	(注)1	可決 78.20%

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

・普通株主による種類株主総会

(1) 種類株主総会が開催された年月日

平成27年3月24日

(2) 決議事項の内容

議 案 定款一部変更の件

A種優先株式の金銭を対価とする取得に関して、現状の取得ペースを維持しつつA種優先株式の全てを取得するため、金銭を対価とする取得請求権（定款第15条）及び金銭を対価とする取得条項（同第16条）の各期間を平成32年11月30日及び平成32年12月31日までそれぞれ延長するとともに、普通株式を対価とする取得請求権（同第19条）及び普通株式を対価とする取得条項（同第20条）の各条項につき所要の変更を加えるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議 案 定款一部変更の件	5,944	3	0	(注)	可決 78.30%

注) 議決権を行使することができる普通株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主が出席し、出席した当該普通株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 種類株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本種類株主総会当日までに提出された議決権行使の委任状及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本種類株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

・A種優先株主による種類株主総会

(1) 種類株主総会の決議があったものとみなされた年月日

平成27年3月24日

(2) 決議事項の内容

議 案 定款一部変更の件

A種優先株式の金銭を対価とする取得に関して、現状の取得ペースを維持しつつA種優先株式の全てを取得するため、金銭を対価とする取得請求権（定款第15条）及び金銭を対価とする取得条項（同第16条）の各期間を平成32年11月30日及び平成32年12月31日までそれぞれ延長すると共に、普通株式を対価とする取得請求権（同第19条）及び普通株式を対価とする取得条項（同第20条）の各条項につき所要の変更を加えるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議 案 定款一部変更の件	920,000	0	0	(注)	可決 100%

(注) 1. 議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主が出席し、出席した当該A種優先株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 定款一部変更のうち、金銭を対価とする取得条項（定款第16条）及び普通株式を対価とする取得条項（同第20条）の変更については、A種優先株主全員の同意による。

以 上